

C S I 福岡留学センター（C E C 福岡）プログラム参加契約事項

【第1章】総則

適用範囲

第1条 / 当社がプログラム参加者との間で締結する手配契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

当社が法令に反せず、かつ、参加者に不利にならない範囲で特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

用語の定義

第2条 / この約款で「プログラム参加契約」とは、当社が参加者の委託により、参加者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより参加者が現地教育機関等の提供する運送、宿泊、研修、派遣その他のプログラムに関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

この約款で「プログラム代金」とは、当社のプログラム参加に付随する、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関、学校、派遣先等に対して支払う費用及び旅行会社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます）をいいます。

手配代行者

第3条 / 当社は、契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

【第2章】契約の成立

契約の申込み

第4条 / 当社とプログラム参加契約を締結しようとする参加者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

前項の申込金は、プログラム代金、取消料その他の参加者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

契約締結の拒否

第5条 / 当社は、業務上の都合があるときは、プログラム参加契約の締結に応じないことがあります。

契約の成立時期 - 申込金の受理

第6条 / プログラム参加契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

契約書面

第7条 / 当社は、プログラム参加契約の成立後、参加者に、プログラム日程、手配サービスの内容、オリエンテーションの案内などの事項を記載した書面を交付します。

手配債務の終了

第8条 / 当社が善良な管理者の注意をもってプログラム参加の手配を終了したときに、当社の債務の履行は終了します。したがって、現地到着後、運送・宿泊機関、学校、派遣先等の責任による手続き上の不備があった場合も当社はいかなる責任を負うものではありません。また、当社がその契約義務を果たしたときは、参加者は、当社に対し、当社所定の取扱料金を支払わなければなりません。

【第3章】契約の変更及び解除

契約内容の変更

第9条 / 参加者は、当社に対し、プログラム参加日程、プログラムの内容その他の手配契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り参加者の求めに応じます。また、当社は、天災地変、戦乱、暴動、テロ、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、プログラムの安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、参加者にあらかじめ当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、プログラムを中止、もしくは変更することがあります。

前項の参加者の求めにより契約の内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関、学校、派遣先等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用を負担する責任が生じた場合、参加者は当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該プログラム契約の内容の変更によって生ずるプログラム代金の増加又は減少は、参加者に帰属するものとします。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その

【第3章】契約の変更及び解除

他の当社の関与し得ない事由が生じた場合に当社がプログラムを中止、変更する場合にはプログラム代金は全額参加者に返金いたします。ただし、学校、受入れ団体、運送、宿泊機関への支払いが完了している時点で中止の場合には、それらの関係諸団体との協議により返金された額を全額お返しいたします。

参加者による任意解除

第10条 / 参加者は、いつでもプログラム参加契約の全部又は一部を解除することができます。

前項の規定に基づいてプログラム参加契約が解除されたときは、参加者は、既に参加者が提供を受けた手配サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない手配サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関、学校、派遣先等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。第5章10条の「プログラムに係る取消料」を参照ください。

参加者の責に帰すべき事由による解除

第11条 / 当社は、参加者が所定の期日までにプログラム代金を支払わないときは、プログラム参加契約を解除することがあります。

前項の規定に基づいてプログラム参加契約が解除されたときは、参加者は、いまだ提供を受けていない手配サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関、学校、派遣先等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

当社の責に帰すべき事由による解除

第12条 / 参加者は、当社の責に帰すべき事由によりプログラムの手配が不可能となったときは、プログラム参加契約を解除することができます。

前項の規定に基づいてプログラム参加契約が解除されたときは、当社は既に收受したプログラム代金を参加者に払い戻します。

【第4章】プログラム代金

プログラム代金

第13条 / 参加者は、プログラム開始前の当社が定める期日までに、当社に対し、プログラム代金を支払わなければなりません。

当社は、プログラム開始前において、運送・宿泊機関、学校、派遣先等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由によりプログラム代金の変動を生じた場合は、当該プログラム代金を変更することがあります。前項の場合において、プログラム代金の増加又は減少は、参加者に帰属するものとします。

【第5章】責任

当社の責任

第14条 / 当社は、プログラム参加契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により参加者に金銭上の損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

参加者の責任

第15条 / プログラム開始後であっても参加者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは職務怠慢行為などにより当社及び運送・宿泊機関、学校、派遣先等が損害を受けた場合は、当社は参加契約を解除することがあります。この場合、当社は一切の返金には応じません。また、関係諸機関から受ける損害賠償責任は参加者に帰属するものとします。

プログラムに係る取消料

第16条 / 参加者は次に定める取消料をお支払いいただくことによりいつでも参加契約を解除することができます。

プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって	
3日前以前	申込金のみ
3日に当たる日以降2日前	プログラム代金の20%
2日に当たる日以降1日前	プログラム代金の30%
1日に当たる日以降出発前日	プログラム代金の50%
プログラム開始後の解除又は無連絡不参加の場合	プログラム代金の100%